

2006年6月7日
古河電工産業電線株式会社

執行役員制度の導入について

取締役会の改革と執行役員制度の導入を骨子とする経営機構改革を、下記の通り付議致します。尚、当経営機構改革案は本年6月30日開催予定の株主総会及びその後の取締役会を経て実施することを予定しております。

記

1. 経営機構改革の目的

経営環境が激しく変化する中で、変化に迅速かつ柔軟に対応し、最適な意志決定及び業務執行を行う必要があります。そのため、経営の「意志決定・監督機能」と「業務執行機能」の分離を進め、それぞれの役割を明確化し、かつ機能強化を図ります。

2. 取締役会の改革

経営の意志決定の迅速化及び執行監督機能の強化を図るため、取締役会の構成等を以下の通りとします。

- (1) 来る株主総会において、社内取締役の総数を現在の6名から4名に減員します。
- (2) 取締役の経営責任を明確にするため、定款を変更し、現在2年である取締役の任期を1年に短縮します。

3. 執行役員制度の導入

迅速かつ柔軟な業務執行体制を築くために、執行役員制度を導入します。執行役員の業務等を以下の通りとします。

- (1) 執行役員を「従業員の最高位役職」とし、取締役会の決議により選任され、付与された権限に基づき、取締役会の決定した経営方針に従い、特定業務の執行にあたり成果責任達成に専念するものとします。
- (2) 役付執行役員として、執行役員常務を選任できるものとします。
- (3) 執行役員の任期は、1年とします。
- (4) 最前線の経営情報との接点を保ち業務執行の実情を把握する目的で、取締役の相当数は執行役員を兼務し、業務執行の責任を負うこととします。

以上